

2次募集

令和7年度

富山県奨学資金募集要項

(大学・短大・高等専門学校・専修学校専門課程対象)



採用枠に若干の余裕が生じたため、2次募集を行います。

採用となった場合、令和7年4月分から遡って貸与を受けることができます。

申請を希望する方は、この要項をよく読み、在学校へ書類を提出してください。

学校への提出締切
10月22日(水)

奨学資金（無利子）の貸付

高等専門学校

大学・短大

専修学校
専門課程

富山県では、経済的理由により修学に困難がある方に対して、修学上必要な資金を貸与することにより、有為な人材の育成を図ることを目的として、奨学生を募集します。

富山県奨学資金の貸与、返還その他については、富山県奨学資金貸与条例、同施行規則の規定に従って行います。

応募に当たっては、本書の内容をご理解のうえ必要書類を提出願います。

〔申請に関する注意事項〕

1. 富山県奨学資金は、**全額返還の必要があります**。(給付ではありません。)
貸与総額が100万円を超える場合もあるので、返還計画を十分検討の上、申請ください。
2. 現在、一般採用による貸与を受けている方は、改めて申請する必要はありません。

■奨学金に関するお問合せ先■

〒930-8501 富山県富山市新総曲輪1-7

富山県教育委員会教育みらい室県立高校課学事担当

TEL 076-444-3448 (月～金(祝日除く。)、8:30～17:15 FAX 076-444-4437

目 次

1. 貸与の概要	1
(1) 募集人数及び貸与月額	
(2) 貸与期間	
(3) 貸与方法	
(4) 他の奨学金との併用について	
2. 申し込みできる方	2
3. 申請手続について	2
(1) 提出書類	
(2) 在学学校への提出期限	
(3) 保証人について	
(4) 選考結果の通知	
4. 貸与の取り消し・停止について	3
(1) 貸与の取り消し	
(2) 貸与の停止	
5. 返還について	3
(1) 返還方法について	
(2) 返還の猶予	
6. 必要書類について	4
提出書類① 収入の必要書類一覧	4
提出書類② 特別な家庭事情に関する証明書	5
提出書類③ 奨学資金貸与申請書	6
奨学資金貸与申請書（記入例）	7・8
■申請書類チェックリスト	9
■奨学金のスケジュール	9

1. 貸与の概要

(1) 募集人数及び貸与月額

学校種別	募集人数 ※1	国公立・ 私立区分	通学区分 ※2	貸与月額（円）※2					
				1年生 (R7入学)	2年生 (R6入学)	3年生 (R5入学)	4年生 (R4入学)	5年生 (R3入学)	6年生 (R2入学)
高等専門学校	10名程度	なし	なし	18,000円			44,000円		※3
大学・短大	50名程度		自宅	45,000円					
			自宅外	51,000円					
専修学校専門課程	15名程度		なし	44,000円					

※1 応募状況等により、採用決定人数は募集人数から若干変更することがあります。

※2 貸与の途中で通学区分が変更となった場合、貸与月額も変更となります。

※3 高等専門学校専攻科も、貸与月額 44,000円となります。

(2) 貸与期間

令和7年4月から卒業するまでの修業年限期間です。

(3) 貸与方法

原則として、毎月、奨学生本人名義の口座へ振り込みます。

※年度始め・年度末は、それぞれ2ヶ月分を一括して振込します。

また、採用後の初回のみ、令和7年4月～支払月までの奨学金をまとめて振込します。

(4) 他の奨学金との併用について

併用できるものとできないものがあります。（下記参照）

なお、併用不可のものについても、同時に申し、決定後どちらか選ぶことは可能です。

同時に利用できないもの

- ・母子父子寡婦福祉資金貸付金
- ・他団体が実施する貸与型奨学金
- ・日本学生支援機構学資貸与金
(大学・短大のみ特例で併用を認める場合があります。※)

同時に利用できるもの

- ・授業料減免
- ・他団体が実施する給付型奨学金
- ・学資ローン など

○学生支援機構学資貸与金について

- ・申請書で、日本学生支援機構学資貸与金の出願（貸与決定）の有無を必ず選択してください。（虚偽の申請をした場合、貸与を取り消します。）
- ・同機構の学資貸与金出願・決定の状況については、同機構や在学期間に照会することがありますので、あらかじめご了承ください。

※併用貸与を認める場合について（大学・短大のみ）

- ①学業成績が優れている（評定 4.0 以上）
- ②世帯の収入が非常に少ない
- ③以下のいずれかに該当
 - ・母（父）子世帯
 - ・保護者が長期療養者あるいは障害者
 - ・災害等の被害を受けた世帯

①～③のすべてを満たし、かつ、学生支援機構の第一種学資貸与金のみ採用されている者については、本人の希望により、併用貸与を認める場合があります。（若干名のみ）

2. 申し込みできる方

以下の全てに該当し、在學校又は出身學校が推薦する方です。

- (1) 保護者等（親権者、後見人その他これらに準ずる者）が富山県内に居住していること。
(2) 学業成績が下記の値以上であること。

区分	新入生・編入生	在學生（2学年以上）
高等専門学校	出身学校の最終学年の 全履修教科の平均値が3.0以上	在學校の第1学年から貸与申請時までの 成績の平均値が3.0以上
専修学校専門課程	出身学校の全学年における 全履修教科の平均値が3.0以上	在學校の第1学年から貸与申請時までの 成績の平均値が3.0以上
大学・短大	出身学校の全学年における 全履修教科の平均値が3.5以上	在學校の第1学年から貸与申請時までの 成績の平均値が3.5以上

- (3) 経済的理由により、修学が困難であること。

【収入基準の目安】

以下はあくまでも目安であり、家族構成や特別な事情により、限度額は増減します。
なお、子が3人以上いる世帯の場合、家計基準が緩和されます。

区分	世帯収入の目安
4人世帯（子が2人） 主たる家計支持者が1人の場合	865万円

3. 申請手続について

(1) 提出書類

下記の書類の作成・添付が必要です。（詳しくは4頁以降をご覧ください。）

- ① 就学者を除く世帯全員の収入額を証明する書類
- ② （該当者のみ）特別な家庭事情に関する証明書（兄弟姉妹の在学証明書等）
- ③ 奨学資金貸与申請書

※提出前に、必ず巻末チェックリストで内容をご確認ください。

(2) 在學校への提出期限

令和7年10月22日（水）又は學校が定める日までに在學校へ提出してください。

(3) 保証人について

- ・申請には、保証人が必ず2名必要です。

○独立の生計を営む方であって、保護者等1名、申請者と生計を別にする方1名の計2名
なお、返済が長期にわたるため、申請時において60歳程度未満の方が望ましいです。
○以下の方は、保証人として認められません。
無職（保護者等が無職の場合はご相談ください。）、未成年、成年被後見人及び被保佐人

- ・保証人として適するか不明な場合は、県立高校課までお問合せください。
なお、採用決定後に提出していただく誓約書には、保証人の押印及び印鑑登録証明書（コピー不可）の添付が必要です。あらかじめ了承を得ておいてください。

(4) 選考結果の通知

- ・選考結果は、在學校を通じて書面にてお知らせします。（令和7年12月中の予定です。）
- ・採用者には、決定通知書と併せて誓約書等を送付しますので、保証人2名の印を押して記入し、期限までに在學校へ提出してください。

4. 貸与の取り消し・停止について

(1) 貸与の取り消し…貸与は終了となり、返還の手続に入ります。

- ① 貸与を辞退したとき又は退学したとき。
- ② 死亡したとき又は心身の故障により修学を継続する見込みがなくなったとき。
- ③ その他貸与が適当でないと認められるとき。

(2) 貸与の停止…該当する事由がなくなるまで、貸与を停止します。

- ① 休学・停学したとき：復学するまで
- ② 同一学年を再履修するとき：進級を確認できるまで

※毎年度末、退学や休学、停学など貸与の取り消しや停止に該当する事由があるか確認するため、在学期に学業成績証明書の提出を依頼します。

5. 返還について

富山県奨学資金は、貸与を受けた全額を返還の必要があります。

(1) 返還方法について

貸与終了（卒業又は貸与取消）時に、借用証書を作成し、返還計画を決めます。

返還期間	貸与終了から6ヶ月の据置期間を置いた後、 <u>10年以内</u>
返還方法	年賦又は半年賦（年1回又は2回払い。月賦はありません。）
利 息	利息はありません。 <u>ただし、納入期限に遅れた場合、年7.3%の延滞利息が加算されます。</u>

(2) 返還の猶予

次の場合、申請によって返還の猶予を受けることができます。（免除ではありません。）

- ① 貸与終了後、大学その他教育機関に入学するとき。
- ② 災害、病気、負傷その他やむを得ない事由があると認められたとき。

※「経済的に返還が困難」という理由による返還猶予は認めていません。

6. 必要書類について

提出書類① 収入の必要書類一覧

- ・現時点から1年間の収入見込により審査を行います。通常は令和6年中の収入を準用しますが、令和6年1月以降に転・退職している場合は、今後1年間の収入見込がわかるものを提出してください。
- ・生計を一にするすべての世帯員（就学者除く。）について、収入を証明する書類が必要です。

必要な書類 収入の種類	①源泉徴収票のコピー	②給与見込証明書 給与明細（直近3か月分） の原本又は コピー	③所得証明書の 原本	④所得税確定 申告書のコピー	⑤公的年金源泉 徴収票のコピー 又は 年金振込（支払） 通知書コピー	⑥雇用保険受給 資格者証のコピー	⑦無職無収入の 申出書
給与所得者（パート・アルバイト含む。）							
令和5年12月以前から勤務継続中	○			△			
令和6年1月以降に就職・転職		○		△			
令和7年1月以降に年収が激変した	○	○		△			
自営業者等							
自営業、農業等を営んでいる				○			
その他の所得者・雑所得者							
年金・恩給を受給している				△	○		
上記に該当しない無収入者（専業主婦（主夫）も含む。）							
令和6年1月以前から無収入である			○				
令和7年1月以降に退職し現在無収入				△		▲	▲

【各証明書類について】

書類の名前	発行元	該当期間	備考
① 源泉徴収票	勤務先	令和6年分	勤務先で令和7年1月に発行されたもの
② -1 給与見込証明書	勤務先	令和7年分	勤務先で作成してもらうこと（賞与含む額）
② -2 給与明細	勤務先	直近3ヶ月分	賞与の有無を余白に記入すること
③ 所得証明書	市町村	令和6年分	発行手続等はお住まいの市町村にお問合せください
④ 確定申告書	（税務署）	令和6年分	控の写しを 第一・二表とも提出 。税務署受付済と確認できること（電子申請の場合除く。）
⑤-1 公的年金源泉徴収票	年金機構等	令和6年分	源泉徴収票がない場合は再発行してもらうか、振込通知書（表裏）の写しに1年間の支給回数を明記したものを添付
⑤-2 年金振込通知書		直近のもの	
⑥ 雇用保険受給資格者証	ハローワーク	直近	離職日がわかるようコピーすること
⑦ 無職無収入申出書	-	無職無収入の期間	⑥がない場合に提出（様式自由。現在、無職無収入である方自身が記入・押印ください。）

※ 世帯状況によっては、上記以外にも書類の提出を求める場合があります。

※ 小さな書類については、紛失防止のためA4版の台紙に貼るなどして提出願います。

提出書類② 特別な家庭事情に関する証明書

下記にあてはまる場合、必要書類を提出することで、収入の特別控除を受けることができます。

収入形態・家庭事情	提出が必要な書類
母子・父子世帯	以下のうち、 <u>いずれか一つ</u> を添付してください。 ・源泉徴収票のコピー （「寡婦（夫）」欄に印のついたもの） ・児童扶養手当証書のコピー ・児童扶養手当認定通知書のコピー ・ひとり親家庭等医療費受給資格者証のコピー
就学者のいる世帯	令和7年9月以降に発行された在学証明書を添付してください。 ※小・中学生については不要です。 高校生以上の兄弟姉妹がいる場合に添付してください。
障害のある方がいる世帯	以下のうち <u>いずれか一つ</u> を添付してください。 ・身体障害者手帳のコピー ・療育手帳のコピー ・精神障害者保健福祉手帳のコピー （氏名と等級が判るようにコピーしてください。）
主たる家計支持者が別居している世帯 （単身赴任など）	赴任先の1ヶ月分の家賃・光熱水費（電気・ガス・水道料金）の支出額を証明する書類・領収書の写し（自己負担分のみ）
長期に療養を要する方（※）のいる世帯 （※申込時において、6ヶ月以上にわたる期間、療養中又は療養を必要と認められる方）	以下の <u>両方</u> の書類を添付してください。 ①診断書（医師発行） ・診断書には以下の項目が記載されていること ア 長期療養者氏名 イ 病名 ウ 療養開始年月 エ 今後の療養期間の見通し ②療養に関わる支出を証明するもの （入院・通院費の領収書の写しなど、申込時において1年以内に発行されたもの。 高額療養費や公費助成制度の対象となる場合、 <u>最終的な自己負担額</u> が判るものを添付すること）
火災・風水害などの被害を受けた世帯	以下の <u>両方</u> の書類を添付してください。 ①消防署又は市区町村役場の発行する「り災証明書」 ②被災金額を記した書類・領収書の写し
盗難の被害を受けた世帯	警察署の発行する「盗難届出証明書」

提出書類③ 奨学資金貸与申請書

右頁からの記入例と、下記の注意事項をよく読んで作成してください。

主な項目	注意事項																								
①申請事項	貸与額・貸与期間を記載します。 ◆貸与額…募集要項1頁から当てはまる区分の額を転記 ◆貸与期間…令和7年4月～卒業見込月を記載																								
②保護者等	親権者、後見人その他これらに準ずる方を記載。（通常は主たる家計支持者）																								
③生計を一にする家族及びその収入状況	同居・別居を問わず、 <u>本人と生計が同じ方全員</u> を記入します。 （単身赴任や就学のため別居している場合も、生計が同一なら記入します。） 世帯の中で、 <u>就学者でない方</u> を記入（未就学児もこちらに記入します。） ◆所得の種類…給与・事業所得・年金等（無収入の場合「なし」） ◆年間収入見込金額（税込み）…源泉徴収票や給料明細を参考に、今後1年間の <u>収入見込額（税込み）</u> を記入 【金額の記載方法】 ア 給与所得（サラリーマン等）…総収入金額（給与所得控除前の金額） ・令和5年12月以前から同じ職場に勤めている ⇒ 源泉徴収票の「支払金額」欄の額を転記 ・最近転職、又はパート・アルバイト ⇒ 直近の給料明細額を12倍。賞与の有無も記載 イ 事業所得（自営等）…総収入金額－必要経費（確定申告の「所得金額」） ※必要経費とは次のようなものをいいます。 ・商業、工業、林業又は水産業の場合…売上原価、通信費、運搬費、雇入費、減価償却費等 ・農業の場合…肥料、種苗、飼料又は動力機の燃料の購入費等 ウ その他の収入（年金等）…年間の収入見込額 ※その他の収入とは、年金、恩給、家賃、地代又は内職等をいいます。																								
⑤就学者	世帯の中で、就学者（本人及び兄弟姉妹で学校に通っている方）を記入 ◆国公立・私立…いずれかを囲んでください。 ◆通学別…自宅通学・自宅外通学のいずれかを囲んでください。 ◆学校種別…以下の表のとおりです。 （予備校や大学校等、下記にないものは、欄外に学校名を記入ください。） <table border="1"> <tbody> <tr> <td>小</td><td colspan="3">小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校小学部</td></tr> <tr> <td>中</td><td colspan="3">中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校中学部</td></tr> <tr> <td>高</td><td colspan="3">高等学校、中等教育学校の後期課程又は特別支援学校高等部</td></tr> <tr> <td>高専①</td><td>高等専門学校（1～3年）</td><td>高専②</td><td>高等専門学校（4,5年、専攻科）</td></tr> <tr> <td>専高</td><td>専修学校（高等課程）</td><td>専専</td><td>専修学校（専門課程）</td></tr> <tr> <td>大学</td><td colspan="3">大学（短期大学及び大学院を含む。）</td></tr> </tbody> </table>	小	小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校小学部			中	中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校中学部			高	高等学校、中等教育学校の後期課程又は特別支援学校高等部			高専①	高等専門学校（1～3年）	高専②	高等専門学校（4,5年、専攻科）	専高	専修学校（高等課程）	専専	専修学校（専門課程）	大学	大学（短期大学及び大学院を含む。）		
小	小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校小学部																								
中	中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校中学部																								
高	高等学校、中等教育学校の後期課程又は特別支援学校高等部																								
高専①	高等専門学校（1～3年）	高専②	高等専門学校（4,5年、専攻科）																						
専高	専修学校（高等課程）	専専	専修学校（専門課程）																						
大学	大学（短期大学及び大学院を含む。）																								
④主たる家計支持者・別居中の者	主たる家計支持者：㊟ 別居中の者：㊟を氏名の右に記載ください。																								
⑤家庭区分	母（父）子家庭、障害者家庭、一般家庭のいずれかを囲んでください。																								

※ 申請書は両面印刷です。片面2枚となった場合、校長印で割印してもらってください。

※ 提出前には、9頁のチェックリストで最終確認をしてください。

※ 誤って記入した場合は、二重線を引き、その部分の記入者の訂正印を押印してください。

訂正印の例

4月
令和7年3月

記入例

- ・実際に居住している住所を記載する。
(住民票上の住所と異なって構いません。)
- ・アパート名・号室まで記載する。
- ・確実に連絡のとれる電話番号を記載する。
(携帯番号が望ましい。)

金貸与申請書

- ・貸与額：1頁から転記
- ・貸与期間：
令和7年4月～卒業見込年月まで

ふりがな 氏 名	たてやま いちろう 立 山 一 郎	平成18年5月5日生	1 貸与額	月額 51,000 円
住 所	郵便番号 938-8001 金沢市光町 8-8-103 電話番号 090-1111-2222		事 貸与期間	令和7年4月から 令和11年3月まで
在 学 校	かがやき※大学 商 ※課程 経営 科 ※昼間 高等専門学校 学部 夜間 専修学校 通信 第1学年(年次) ※入学・編入学 令和7年4月卒業見込み令和11年3月 所在地 金沢市光町 1-1-1		項	独立行政法人日本学生支援機構 学資貸与金について ※ 申請している 申請していない 学生支援機構の貸与 型奨学金の申請有無 を選択してください。

保 護 者 等	氏名	立山 晴雄	昭和50年1月1日生	続柄	父
	住所	郵便番号 930-8501 富山市新総曲輪 1-2-3-101 電話番号 090-1234-5678			本人から見た続柄となります。
	職業及び勤務先	会社員 (株)はくたか	年間収入金額(税込み)	2,131,247円	

3 生計を一にする家族及びその収入状況	a 就学者を除く家族	氏 名	年齢	続柄	所得の種類	年間収入金額(税込み)
		立山 晴雄 主	50	父	給与 給与所得…各種控除前の収入額 事業所得…経費等を差引いた額	2,131,247円
		立山 碧	49	母	パート	501,308円
		立山 観造	76	祖父	事業所得(農業) 年金	408,232 700,000円
	b 就 学 者	氏 名	年齢	続柄	在 学 校	通 学 別
立山 一郎 別		18	本人	※国公・私立 ※小・中・高・高専①・高専②・ 専高・専専 大学	※自宅・自宅外	
立山 華子		15	妹	※国公・私立 ※小・中・高・高専①・高専②・ 専高・専専・大学	※(自宅)・自宅外	
入 状 況	者			※国公・私立 ※小・中・高・高専①・高専②・ 専高・専専・大学	※自宅・自宅外	

主たる家計支持者には㊦を、家族と別居中の者には㊧を氏名欄右端に記入すること。

家庭区分	※母(父)子家庭 ・ 障害者家庭(続柄 祖父) ・ 一般家庭
------	--------------------------------

5	家庭区分をいずれか選択し囲んでください。 (「一般家庭」以外の場合、それを証する書類を添付してください。)
---	--

申請理由（家庭事情その他特記すべきことを具体的に記入すること。）

※申請理由を具体的に記載すること。

令和6年6月に母の勤務先が倒産し、最近パートとして再就職したものの、世帯の収入が大幅に減少した。

将来、公認会計士になることを目標として学習に取り組んでいるが、学費の負担が大きく、現在の収入だけでは修学が困難であるので、奨学資金の貸与を希望します。

保護者ではなく、申請者本人（学生）の立場で記載してください。

履歴（学歴のみでなく、身上異動を漏れなく記入すること。）

平成27年9月 みくりが市から富山市へ転居

平成31年4月 富山市立総曲輪中学校 入学

令和4年3月 富山市立総曲輪中学校 卒業

令和4年4月 富山県立立山高校 入学

令和7年3月 富山県立立山高校 卒業

令和7年4月 かがやき大学 入学

保	氏名	立山 晴雄	昭和50年1月1日生	続柄	父
	住所	郵便番号 930-8501 富山市新総曲輪 1-2-3-101 電話番号 090-1234-5678			
証	職業及び勤務先	会社員 株はくたか			
人	氏名	黒部 太一	昭和46年6月1日生	続柄	おじ
	住所	郵便番号 937-0101 中新川郡立山町芦峯寺 1-2			
	職業及び勤務先	会社員 ㈱クロヨン			

保証人のうち1名は、申請者と別生計の方とする。
県外在住の方や親戚以外の方（知人）でも構いません。
（60歳未満の方が望ましいです。保証人として適するか不明な場合は、県立高校課までお問い合わせください。）

富山県奨学資金の貸与を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

令和7年10月18日

富山県知事 殿

学校への〆切（10月22日）以前の日付としてください。

貸与決定後、保証人の押印及び印鑑登録証明書が必要となります。
あらかじめ保証人に了解を得ておいてください。
（保証人が2人揃わない場合、貸与を受けることはできません。）

本人 氏名 立山 一郎

保護者等 氏名 立山 晴雄

この例の場合、申請書以外の添付書類は以下のとおりです。

父：給与所得者 ⇒ 源泉徴収票のコピー

母：給与所得者 ⇒ 最近転職したため、現在の勤務先の給与見込証明書（原本）
又は直近の給与明細3か月分のコピー

祖父 { 農業 ⇒ 確定申告書のコピー
年金受給者 ⇒ 源泉徴収票又は年金振込通知書
障害者 ⇒ 障害者手帳の写し

妹：就学者 ⇒ 在学証明書
弟：未就学児 ⇒ 書類は不要です。

■申請書類チェックリスト

申請書類に不備があった場合、その分貸与決定が遅れますので、学校へ提出する前に、必ず内容をご確認ください。(不備があった場合、差し戻して訂正や確認を行います。) 不明な点がありましたら、学校又は県立高校課にお問合せください。

必ず提出	① 申請書	☐ 空欄がないか、記入例と見比べて確認されましたか？ …貸与期間や額など記載もれや書き誤りが大変多いので、必ず確認してください。 ☐ 保証人は、1人が保護者等、もう1人は申請者と別生計の方としていますか？ …保証人として適当か不明な場合は、県立高校課までお問合せください。 ☐ 記入を誤った場合は二重線を引き、訂正印を押していますか？ …修正液や修正テープは使用しないでください。 訂正印の例 4月 令和7年
	② 収入証明書類	☐ 就学者を除くすべての家族の収入を証明する書類は、添付しましたか？ 給与所得者：源泉徴収票、明細3か月分、給与見込証明書のいずれか 事業所得者：確定申告書のコピー 年金受給者：公的年金源泉徴収票又は年金振込通知書、所得証明書 無職者：雇用保険受給資格者証又は無職無収入の申出書 ※提出書類がわからない場合は、県立高校課へお問い合わせください。
該当者のみ	③ 特別な家庭事情	☐ 特別な家庭事情に該当する場合、その証明書等は添付しましたか？ …兄弟姉妹の在学証明書(小・中学生は不要)、ひとり親であることの証明書類など

■奨学金のスケジュール(申請～貸与の決定～返還)

10月	申請	巻末の申請書を記入し、必要な書類を添えて在学学校へ提出してください。
	選考	書類に不備や不明な点がある場合、在学学校を通じて問合せることがあります。
12月	結果通知	12月中に、在学学校を通じて結果をお知らせします。
1月	貸付開始	採用者には、令和7年4月分から初回支払月分までまとめて振込みます。その後は原則として、毎月振込みを行います。
卒業時	貸付終了	借用証書を作成し、返還計画を定めます。(最長10年間で返還)
	返還開始	年賦又は半年賦で返還を行います。 (進学の場合、申請により返還開始を猶予できます。)
	返還終了	全額を返還終了後、県から借用証書を返却します。